

「性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方」を
 検討するための調査研究について

調査研究名	調査概要	進捗状況
1 性犯罪被害者の心理等についての調査研究（衆・法務委附帯決議2項，参・法務委附帯決議2項）		
心理学的・精神医学的知見等についての調査研究	性犯罪被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見と捜査・公判におけるその活用の在り方に関する調査研究	調査研究終了。今後、本調査研究結果を捜査・公判等の実務に活用させる予定
2 性犯罪等被害の実態把握のための調査研究（衆・法務委附帯決議4項，参・法務委附帯決議6項）		
性犯罪を含む各種犯罪の被害の動向に関する調査研究	性犯罪を含む各種犯罪の被害の動向に関する公式な統計に基づいた分析	毎年「犯罪白書」において公表
第5回犯罪被害実態（暗数）調査	性犯罪被害の暗数を含む犯罪被害の実態調査。全国16歳以上の男女6,000人に対し，訪問調査員による聴き取り調査を実施。ただし，性的な被害については，自記式による調査を実施	現在，調査結果を集計中
3 性犯罪者に対する多角的な調査研究（参・法務委附帯決議9項）		
刑事施設における性犯罪再犯防止指導の処遇効果の検証	性犯罪再犯防止指導の受講者及び非受講者それぞれの再犯状況の調査・分析	現在，調査結果を分析中
保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの効果的実施のための調査研究	性犯罪者処遇プログラムを受講した者の保護観察開始後の再犯状況の調査・分析等	
性犯罪の動向や性犯罪者の類型別の実態等を明らかにする性犯罪に関する研究	性犯罪の動向や性犯罪対象者を，例えば児童に対する犯罪などのように類型化して，それらの特性や実態等を明らかにする	法務総合研究所研究部報告55号として発刊（平成28年3月）
4 性犯罪に関する罰則の運用状況等についての調査（附則9条等）		
改正後の規定の施行状況についての調査	改正後の刑法の罰条を適用した事件の捜査処理等の状況（監護者わいせつ・監護者性交等罪の起訴人員・件数等）を調査	平成31年1月末時点における件数を集計
裁判例等の継続的調査	改正後の強制性交等罪や監護者性交等罪等に関する裁判例について調査	継続的に実施
外国法制の継続的調査	諸外国における性犯罪に関する法制及びその具体的な運用について調査	継続的に実施

衆議院法務委員会における附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 性犯罪が、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であることはもとより、その心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続ける犯罪であって、厳正な対処が必要であるものとの認識の下、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の趣旨を踏まえ、本法が成立するに至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関及び裁判所の職員等に対して周知すること。
- 二 刑法第一百七十六条及び第一百七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第一百七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についてこれらの知見を踏まえた研修を行うこと。
- 三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において、被害者のプライバシー、生活の平穩その他の権利利益に十分な配慮がなされ、偏見に基づく不当な取扱いを受けないようにし、二次被害の防止に努めるとともに、被害の実態を十分に踏まえて適切な証拠保全を図り、かつ、起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。
- 四 性犯罪被害が潜在化しやすいことを踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めること。
- 五 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第九条第三項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに際しては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえて検討を行うこと。
- 六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性犯罪による被害の特性を踏まえ、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、第三次犯罪被害者等基本計画に従い、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。

参議院法務委員会における附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 性犯罪は、被害者の心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続けるばかりか、その人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であって、厳正な対処が必要であるところ、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の適正な運用を図るため、本法の趣旨、本法成立に至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関等に周知徹底すること。
- 二 刑法第一百七十六条及び第一百七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第一百七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、これらの知見を踏まえ、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についての研修を行うこと。
- 三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程においては、被害者のプライバシー、生活の平穏その他の権利利益に十分配慮し、偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないようにするとともに、二次被害の防止に努めること。また、被害の実態を十分に踏まえた適切な証拠保全を図ること。
- 四 強制性交等罪が被害者の性別を問わないものとなったことを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、被害者となり得る男性や性的マイノリティに対して偏見に基づく不当な取扱いをしないことを、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること。
- 五 起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。
- 六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であり、その被害が潜在化しやすいという性犯罪被害の特性を踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めるとともに、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。
- 七 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第九条第三項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに当たっては、性犯罪に係る刑事事件の捜査

及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえること。

八 児童が被害者である性犯罪については、その被害が特に深刻化しやすいことなどを踏まえ、被害児童の心情や特性を理解し、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証明力を確保する聴取技法の普及や、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関における協議により、関係機関の代表者が聴取を行うことなど、被害児童へ配慮した取組をより一層推進していくこと。

九 性犯罪者は、再び類似の事件を起こす傾向が強いことに鑑み、性犯罪者に対する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講ずるよう努めること。

参考3

刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）

附則

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

人権相談・調査救済活動

子どもの人権110番（全国共通・通話料無料）0120-007-110



『子どもの人権110番』は、「いじめ」や体罰、虐待といった子どもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話。電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じ、子どもが相談しやすい体制を整備

子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）

全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布し、人権擁護委員と法務局職員が返信



子どもの人権SOS-eメール（インターネット人権相談）

パソコン、スマートフォン、携帯電話からインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答

[具体的施策の例]

- ・専用相談ダイヤル「子どもの人権110番」の設置・広報
- ・被害申告があった場合には、人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた救済措置を講ずる。
- ・性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について削除方法の助言等必要な支援を行う。
- ・人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施し、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日も電話相談に応じている（平成30年度は、平成30年8月29日（水）～同年9月4日（火）に実施）。



更に、子どもの相談しやすい相談体制の整備に向けて、SNSを利用したWebチャット方式による人権相談を試行。

人権啓発活動

[具体的施策の例]

- ・「女性の人権を守ろう」及び「子どもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項の1つとして掲げ、1年を通じて全国各地で、講演会の開催、啓発冊子等の配布を行っている。

女性の人権ホットライン(全国共通) 0570-070-810 [ゼロナナゼロのハートライン]

「女性の人権ホットライン」は、配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話

電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員が対応

[具体的施策の例]

- ・専用相談ダイヤル「女性の人権ホットライン」の設置・広報
- ・被害申告があった場合には、人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた救済措置を講ずる。
- ・性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について削除方法の助言等を行う。
- ・人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日にも電話相談に応じている(平成30年度は、平成30年11月12日(月)～同月18日(日)に実施)。

[女性を被害者とする主な救済措置の事例]



・夫の妻に対するDV

夫の暴力的行為から逃れるため子どもと共に親族宅に避難していた女性から、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案。

相談を受けたA法務局は、被害者が自宅のある県内のシェルターへの避難を希望していたことから、速やかに被害者の住所を管轄するB法務局に相談するよう案内するとともに、B法務局に対し、相談内容を連絡した。連絡を受けたB法務局は、当日中に被害者との面談を実施の上、被害者と共に市役所の担当課に赴き、被害者の状況を説明した。その結果、被害者らは同日中に婦人相談所のシェルターに一時保護された。

ひとりで悩まず
電話してください。

年層を問わず
相談受付中!

女性の人権ホットライン

ゼロ ナナ ゼロ の ハートライン

0570-070-810

受付時間 8:30～17:15 (土・日・祝日除く)

法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。

インターネットでも人権相談を受け付けています。
インターネットでも人権相談を受け付けています。
<http://www.jinken.go.jp/>

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

原議保存期間10年

(平成41年3月31日まで)

最高検刑第38号

平成30年7月24日

高等検察庁次席検事 殿 (参考送付)

地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁刑事部長 落合 義和

最高検察庁公判部長 大場 亮太郎

(公印省略)

警察及び児童相談所との情報共有の強化について (通知)

児童が被害者等である事件については、平成27年10月28日付け当庁刑事部長通知「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」(最高検刑第103号)に基づき、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、警察又は児童相談所から情報提供を受け、警察及び児童相談所の担当者と協議を行って対応方針を検討し、三機関のうちの代表者が児童から聴取する取組(以下「代表者聴取」という。)等を実施しているものと承知しています。

このような事件において刑罰権を適切に行使するとともに、再犯により児童が繰り返し被害を受けることがないようにするとの観点からは、警察及び児童相談所との情報共有が重要であると考えられます。そこで、代表者聴取を実施した後においても、例えば、事件の処分の際などに警察及び児童相談所との間で行う打合せなど、適宜の機会を通じ、上記の観点から、必要かつ相当と認められる情報を提供するとともに、必要な情報を入手するなどし、情報の共有が図られるよう留意願います。

おって、本件については、法務省刑事局、警察庁及び厚生労働省と協議済みであり、警察庁及び厚生労働省からも別添の各通知が発出されましたので、申し添えます。

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

警視庁刑事部長
 警視庁生活安全部長
 各道府県警察本部長 殿
 各方面本部長
 各管区警察局広域調整担当部長
 (参考送付先)
 警察大学校刑事教養部長
 警察大学校生活安全教養部長
 科学警察研究所総務部長

警察庁 丁刑企発第47号、丁生企発第490号
 丁少発第165号、丁捜一発第83号
 平成30年7月24日
 警察庁刑事局刑事企画課長
 警察庁生活安全局生活安全企画課長
 警察庁生活安全局少年課長
 警察庁刑事局捜査第一課長

児童虐待事案に係る代表者聴取における検察及び児童相談所との更なる連携強化の推進について

児童を被害者等とする事案における代表者聴取については、「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」(平成27年10月28日付け警察庁丁刑企発第69号ほか)により取組が進められているところ、今月20日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において取りまとめられた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に「協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進」が盛り込まれ、「子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの二次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接(代表者聴取)を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。」とされたところである。

そこで、児童虐待事案に係る代表者聴取について、情報共有その他の連携を更に強化するため、下記の取組を推進することとされたい。

なお、本通達については法務省及び厚生労働省と協議済みであり、最高検察庁及び厚生労働省からも別添の通知が発出されているので申し添える。

記

1 代表者聴取実施後の情報共有

代表者聴取を実施した事案について、児童虐待事案に適切に対処する観点から、警察、検察及び児童相談所の三機関において打合せを行うことを含めた適切な方法により、必要な情報の共有に努めること。

なお、打合せの機会等に、警察が把握している情報の提供を求められた場合には、上記の観点から必要かつ相当と認められる範囲において、適切に対応すること。

2 警察、検察及び児童相談所の連携強化

都道府県警察本部、地方検察庁及び都道府県の児童福祉主管部局による連絡会議を実施するなどの方法により、各地の実情に応じた適切な連携体制を強化すること。

各 (都 道 府 県
指 定 都 市
児童相談所設置市) 児童福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の
取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化については、「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」(平成 27 年 10 月 28 日付け雇児総発 1028 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)により取組が進められているところ、今般、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において取りまとめられた、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)」において、児童虐待防止のための総合対策の一つとして「協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進」が盛り込まれ、「必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。」とされたものである。

そこで、児童虐待事案において、児童相談所、警察、検察の三機関間の連携強化を更に推進するため、下記のとおり通知するので、貴職におかれては、この内容を御了知いただくとともに、管内の児童相談所に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、法務省刑事局及び警察庁と協議済みである。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 協同面接実施後の情報共有

協同面接を実施した事案について、子どもの支援のために必要があるときは、児童相談所、警察及び検察の三機関において打合せを行うことを含めた適切な方法により、必要な情報の共有に努めること。

なお、打合せの機会等に、警察や検察から、児童相談所が把握している情報の提供を求められた場合には、適切に対応すること。

2. 児童相談所、警察及び検察の連携強化

都道府県の児童福祉主管部局、都道府県警察本部、地方検察庁による連絡会議を実施するなどの方法により、各自治体の実情に応じた適切な連携体制を強化すること。

以上